

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 防 火 安 全 室 長

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 17 年総務省令第 40 号。以下「特定共同住宅等省令」という。)が平成 17 年 3 月 25 日に公布され、併せて、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成 17 年総務省令第 41 号)が同日に公布されました。

今回の改正は、特定共同住宅等において自動火災報知設備等に代えて共同住宅用自動火災報知設備等を用いることができることとされたことから、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第 5 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する総務省令で定めるときとして、特定共同住宅等省令に規定する共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されているときを追加するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 住宅用防災警報器等を設置しないことができるとき

共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備をそれぞれ特定共同住宅等省令第 3 条第 2 項第 2 号並びに第 3 号及び第 4 号(同令第 4 条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを追加したこと。

第二 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行としたこと。

第三 留意事項

施行期日前における共同住宅用スプリンクラー設備等については、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について(住宅防火対策関係)」(平成 16 年 11 月 26 日付け消防安第 221 号)第三 3 により取り扱うこと。

○総務省令第四十一号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の施行に伴い、及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の七の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

総務大臣 麻生 太郎

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令
住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（設置の免除）

第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかるときとする。

一 スプリンクラー設備（前条に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）又は自動火災報知設備を、それぞれ令第十二条又は令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

二 共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を、それぞれ特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第三条第二項第二号並びに第三号及び第四号（同令第四条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

○住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令新旧対照表
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(設置の免除)</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいづれかのと きとする。</p> <p>一 スプリンクラー設備(前条に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)又は自動火災報知設備を、それぞれ令第十二条又は令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>二 共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を、それぞれ特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第三条第二項第二号並びに第三項及び第四号(同令第四条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、スプリンクラー設備(前条に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)又は自動火災報知設備を、それぞれ令第十二条又は令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときとする。</p>